

割賦販売法・自主ルール研修に関する内規

(令和6年4月1日改正施行分)

(目的)

第1条 本内規は、割賦販売法・自主ルール研修に関する細則（以下「細則」という。）に基づく割賦販売法及び自主ルールに関する研修の実施に必要な事項を定める。

(講師資格者の設置基準)

第2条 細則第21条第1項で定めた者（以下「講師資格者」という。）の人数は、研修対象会員において、当該研修対象会員の実情（研修方法、従業員規模や営業所数等の社内組織等）に応じ、講師資格者の役割を踏まえた人数とすることとする。

2 前項の講師資格者の人数は、研修対象会員の社内規則等において定めることとする。

3 新たに研修対象会員となったときは、研修対象会員となった時から1年以内に細則第3条及び前項の定めに基づき体制整備を行うものとする。

(受講手続)

第3条 細則第4条に定める研修（細則第15条に定める会員主催研修を除く。以下「本研修」という。）を受講する者は、所定の様式により、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）に申し込むものとする。

2 本会は、資格研修等に関する規則（以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、本研修の受講料を請求できるものとし、受講者は、本会所定の方法によりこれを支払うものとする。

3 本会は、納付された受講料は、本会の都合により本研修の開催を中止した場合を除き、これを返還しないものとする。

(双方向性のある会議システム等による研修方法)

第4条 細則第5条第2項に定める研修方法で実施する場合には、別表1に定める実施基準を満たすこととする。

(コンプライアンス研修の内容)

第5条 細則第6条に定める目的を達成するために、コンプライアンス研修の研修内容は、行政官、有識者等による直近の行政動向、コンプライアンス等に関するものとする。

(一般研修の実施方法)

第6条 細則第12条に定める研修について、細則第5条第1項各号に定める研修方法により行うときは、研修対象会員に応じて、次の各号に定める研修を受けることとする。

(1) 包括研修

(2) アクワイアラ研修（以下「ACQ研修」という。）

(3) 個別研修

(4) カード総合研修（包括研修・ACQ研修）

(5) 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修）

- (6) 合同②研修（包括研修・個別研修）
- (7) 合同③研修（ACQ研修・個別研修）
- 2 前項の規定にかかわらず、研修対象会員において、受講対象職員の従事している担当業務が限定されている場合には、当該従事している業務に応じた研修のみの受講ができるものとする。
- 3 細則第12条に定める研修について、細則第5条第1項第2号に定める研修方法により行うときは、細則第3条に定める講師資格者の設置を行い、社内体制の整備が図られている研修対象会員の受講対象職員のみが受講できるものとする。ただし、本会が認める場合は、この限りではない。

（新規研修対象会員の研修時期）

第7条 新たに研修対象会員となったときは、原則として、研修対象会員となった時から1年以内に受講対象職員を受講させるものとする。

（修了の要件）

第8条 細則第5条第1項第1号に定める方法のとき、細則第14条第1項に定める基準は、以下のとおりとする。

(1) 使用する教材

本会が作成した一般研修のテキスト

(2) 研修時間（いずれの場合も理解度測定30分を含む。）

イ 包括研修 2時間30分以上

ロ ACQ研修 2時間30分以上

ハ 個別研修 3時間以上

ニ カード総合研修（包括研修・ACQ研修） 3時間以上

ホ 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修） 4時間30分以上

ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 4時間以上

ト 合同③研修（ACQ研修・個別研修） 4時間以上

(3) 修了の基準

本会が作成する理解度測定において7割以上の正解とする。なお、理解度測定の実施にあたっては教材等の持込を可とする。

2 細則第14条第2項第1号に定める基準は、本条第1項第3号の基準を準用する。

3 細則第5条第1項第2号に定める方法のとき、細則第14条第1項に定める基準は、以下のとおりとする。

(1) 使用する教材

本会が作成した一般研修のテキスト

(2) 受講期間

各研修の受講開始後3ヵ月以内とし、その期間内に修了しない場合は、再度受講することとする。

(3) 修了の基準

各研修に設定された「単元」ごとの理解度テストに全問正答し、必要なすべての単元が修了したとき修了とする。

4 細則第15条に定める会員主催研修の場合において、一般研修の更新受講者（2巡目以降の受講者）については、以下の基準とすることができる。

(1) 研修時間（いずれの場合も理解度測定30分を含む。）

イ 包括研修 2時間以上

ロ ACQ研修 2時間以上

ハ 個別研修 2時間以上

- ニ カード総合研修 2時間以上
- ホ 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修） 3時間以上
- ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 2時間30分以上
- ト 合同③研修（ACQ研修・個別研修） 2時間30分以上

(2) 修了の基準

本会が作成する理解度測定において7割以上の正解とする。なお、理解度測定の実施にあたっては教材等の持込を不可とする。

- 5 細則第15条に定める会員主催研修における研修を受講し、理解度測定において、修了の基準を満たさなかった者については、当該研修実施日の属する年度内において、再度、理解度測定のみを実施し、当該修了の基準を満たすことで修了することを認めるものとする。なお、この場合も講師資格者が実施するものとする。

(会員主催研修の方法等)

第9条 細則第15条第1項に定める方法とは、次の各号に定めるすべての要件を満たすこととする。

- (1) 研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法により研修を実施すること。
- (2) 本会が作成した一般研修のテキストを使用するとともに、本会が作成した問題により理解度測定を行うこと。ただし、別に定める基準により研修対象会員が作成する研修資料及び理解度測定問題を使用することを認める。
- (3) 前2号に定める他、本会主催の一般研修と同等の研修内容等であること。

第10条 第9条第1項第1号に定める研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法とは、受講者を集合させた会場で細則第20条に定める講師が対面する方法により直接教授すること（本会が認定したクレカウンセラーのうち講師資格認定者（以下単に「クレカウンセラー」という。）又は弁護士が関与して作成した動画教材（以下「ビデオ等」という。）を使用して実施する場合を含む。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合も、研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法であると認めるものとする。

- (1) 双方向性のある会議システム等を活用して研修講師の講義場所と受講者の受講場所が隔地間で行われるものであって、別表2に定めるすべての要件に該当するとき。
- (2) 双方向性のない会議システム等（eラーニングシステム等）を活用して隔地間において講義を行う場合であって、別表3に定めるすべての要件に該当するとき。

- 3 前各項においてビデオ等を使用するとき、当該ビデオ等の作成については別表4に定める基準に基づくものとし、クレカウンセラー又は弁護士が関与した場合には、本会に対しその旨を届け出るものとする。また、本会に事前の承認を受ける場合は、別に定める様式の申請書を提出するものとする。

- 4 細則第10条第2号ただし書に定める会員主催研修における研修資料は、別表5に定める方法により行うことができる。

- 5 細則第9条第3号に定める本会主催の一般研修と同等の研修内容等のうち研修時間については、第8条第1項第2号のとおりとする。なお、当該研修時間を満たす場合には、分割して実施することを認めるものとする。

(講師育成研修の実施方法)

第11条 細則第19条第2項に定める研修の実施にあたっては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 包括講師育成研修
- (2) アクワイアラ講師育成研修（以下「ACQ講師育成研修」という。）
- (3) 個別講師育成研修
- (4) カード総合講師育成研修
- (5) 合同①講師育成研修
- (6) 合同②講師育成研修
- (7) 合同③講師育成研修

(講師更新研修の実施方法)

第12条 細則第19条第3項に定める研修の実施にあたっては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) カード総合講師更新研修
- (2) アクワイアラ講師更新研修（以下「ACQ講師更新研修」という。）
- (3) 個別講師更新研修
- (4) 合同講師更新研修

(研修時間及び理解度測定の基準)

第13条 細則第21条第1項第1号に定める基準のうち、研修時間は次のとおりとする（いずれの場合も理解度測定30分を含む。）。

- (1) 包括講師育成研修：2時間以上
- (2) ACQ講師育成研修：2時間以上
- (3) 個別講師育成研修：2時間以上
- (4) カード総合講師育成研修：2時間以上
- (5) 合同①講師育成研修：2時間以上
- (6) 合同②講師育成研修：2時間以上
- (7) 合同③講師育成研修：2時間以上

2 細則第21条第1項第1号に定める基準は、理解度測定において9割以上の正解とする。なお、理解度測定の実施にあたっては教材等の持ち込みを可とする。

3 細則第21条第1項第3号の届出にあたっては、別に定める様式の届出書を本会に提出するものとする。

(講師育成研修と講師資格の関係)

第14条 細則第21条第3項に定める研修と講師資格との関係は、以下のとおりとする。

- (1) 細則第21条第1項第1号に定める者
 - イ 包括講師育成研修による認定者
包括研修講師資格
 - ロ ACQ講師育成研修による認定者
アクワイアラ研修講師資格（以下「ACQ研修講師資格」という。）
 - ハ 個別講師育成研修による認定者
個別研修講師資格
 - ニ カード総合講師育成研修による認定者
以下のすべての講師資格
 - (イ) 包括研修講師資格

- (ロ) A C Q 研修講師資格
- ホ 合同①講師育成研修による認定
以下のすべての講師資格
 - (イ) 包括研修講師資格
 - (ロ) A C Q 研修講師資格
 - (ハ) 個別研修講師資格
- ヘ 合同②講師育成研修による認定者
以下のすべての講師資格
 - (イ) 包括研修講師資格
 - (ロ) 個別研修講師資格
- ト 合同③講師育成研修による認定者
以下のすべての講師資格
 - (イ) A C Q 研修講師資格
 - (ロ) 個別研修講師資格
- (2) 細則第 2 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の者
以下のすべての講師資格
 - (イ) 包括研修講師資格
 - (ロ) A C Q 研修講師資格
 - (ハ) 個別研修講師資格

(講師更新研修の研修時間及び別に定める基準)

第 1 5 条 細則第 2 3 条第 2 項に定める基準のうち、研修時間は、2 時間程度とする。

(講師更新研修と講師資格の関係)

第 1 6 条 細則第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に定める研修と講師資格との関係は、以下のとおりの現保有講師資格の更新とする。

細則第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に定める者

- イ カード総合講師更新研修による修了者
以下の講師資格
 - (イ) 包括研修講師資格
 - (ロ) A C Q 研修講師資格
- ロ A C Q 講師更新研修による修了者
A C Q 研修講師資格
- ハ 個別講師更新研修による修了者
個別研修講師資格
- ニ 合同講師更新研修による修了者
以下の講師資格
 - (イ) 包括研修講師資格
 - (ロ) A C Q 研修講師資格
 - (ハ) 個別研修講師資格

(講師資格者台帳の記載事項)

第 1 7 条 細則第 2 4 条第 1 項に定める講師資格者台帳に登録する事項は、次の各号とする。

- (1) 氏名
- (2) 所属する会社名

- (3) 講師資格認定年月日
 - (4) 講師資格更新認定年月日（最新のもの）
 - (5) 講師資格の有効期間（最新のもの）
 - (6) 講師資格の認定番号及び種類
 - (7) 講師資格を失効した旨
 - (8) その他講師資格者の管理のために必要な事項
- 2 細則第24条第2項の届出にあたっては、別に定める様式の届出書を本会に提出するものとする。

（講師の活動範囲）

第18条 細則第25条に定める講師資格に応じた活動範囲は、次の各号の定めによるものとする。

- (1) 包括研修 包括研修講師資格者
- (2) ACQ研修 ACQ研修講師資格者
- (3) 個別研修 個別研修講師資格者
- (4) カード総合研修 以下のすべての講師資格の保有者
 - イ 包括研修講師資格
 - ロ ACQ研修講師資格
- (5) 合同①研修 以下のすべての講師資格の保有者
 - イ 包括研修講師資格
 - ロ ACQ研修講師資格
 - ハ 個別研修講師資格
- (6) 合同②研修 以下のすべての講師資格の保有者
 - イ 包括研修講師資格
 - ロ 個別研修講師資格
- (7) 合同③研修 以下のすべての講師資格の保有者
 - イ ACQ研修講師資格
 - ロ 個別研修講師資格

（研修の受講記録）

第19条 細則第27条第1項に定める研修の記録する事項は、次の各号とする。

- (1) コンプライアンス研修
 - イ 氏名
 - ロ 所属する会社名、所属・部署、役職
 - ハ 受講月
 - ニ 受講結果
- (2) 一般研修（細則第5条第1項第1号に定める方法）及び講師研修
 - イ 氏名
 - ロ 所属する会社名
 - ハ 受講番号
 - ニ 研修の種類
 - ホ 受講月
 - ヘ 受講結果
 - ト 修了した場合は修了日及び修了番号
 - チ その他管理のために必要な事項
- (3) 一般研修（細則第5条第1項第2号に定める方法）
 - イ 氏名
 - ロ 所属する会社名

ハ ユーザー I D

ニ 研修の種類

ホ 修了日

ヘ その他管理のために必要な事項

2 細則第 27 条第 2 項に定める研修計画及び受講状況の記録事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 研修計画

研修対象会員は別に定める様式を参考に研修計画を策定する。

(2) 受講状況

イ コンプライアンス研修

(イ) 受講対象役員全員の氏名、役職

(ロ) 上記(イ)のうち実際に受講した者(上記(イ)以外の者も含む。)の氏名、役職

(ハ) 上記(イ)のうち受講できなかった者がいる場合は、当該者に周知した日

ロ 一般研修

(イ) 氏名

(ロ) 研修日(分割研修の場合は期間)又は修了日(細則第 5 条第 1 項第 2 号に定める研修の場合)

(ハ) 研修の種類(①第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号の別、②協会主催研修、会員主催研修の別(協会主催研修の場合は細則第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の別)、③会員主催研修のうち第 11 条第 2 項に定める方法による場合は第 1 号又は第 2 号の別)

(ニ) 受講結果(修了、未修了の別)

(ホ) 会員主催研修の場合は講師名

(ハ) 第 8 条第 4 項により、理解度測定のみを行った場合は、その旨(講義と同日中に行った場合を除く。)

ハ 講師研修

(イ) 氏名

(ロ) 研修日

(ハ) 研修の種類(①講師育成研修、講師更新研修の別 ②講師育成研修の場合には、第 12 条第 1 号から第 7 号の別、講師更新研修の場合には、第 12 条第 1 号から第 4 号の別)

(ニ) 受講結果

(改廃)

第 20 条 本内規の改廃は、人材育成部会の決議を経て行う。

附則

1. 本内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本内規は、平成 25 年 9 月 1 日から改正施行する。
3. 本内規は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。
4. 本内規は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
5. 本内規は、平成 28 年 7 月 20 日から改正施行する。
6. 本内規は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
7. 本内規は、平成 30 年 6 月 1 日から改正施行する。
8. 本内規は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。
9. 本内規は、令和 2 年 7 月 1 日から改正施行する。

10. 第2条の規定は、講師資格者の設置による社内教育体制の整備の期間として、令和4年3月31日までの経過措置を設けることとし、この期間内においては、講師資格者が在籍している場合は、同規定を満たしているものとみなす。
11. 本内規は、令和3年4月1日から改正施行する。
12. 本内規は、令和5年4月1日から改正施行する。
13. 本内規は、令和6年4月1日から改正施行する。

【別表 1】

**内規第 4 条に定める研修方法
(双方向性のある会議システム等による研修方法) における実施基準**

内規第 4 条に定める研修方法により実施する場合には、以下に定めるすべての要件に該当するときとする。

1. 研修講師の講義場所（以下本表において「講義場所」という。）と受講者の受講場所（以下本表において「受講場所」という。）を通信回線等で結び、講義場所及び受講場所にそれぞれ設置した機器によって、講義場所と受講場所間において、即時かつ双方向での動画映像による通話ができること。
2. 通信回線等は常時接続とし、受講者の受講状況を講師が確認できるものであること。

【別表 2】

**内規第 10 条第 2 項第 1 号に定める研修方法
(会員主催研修における双方向性のある会議システム等による研修方法)
における実施基準**

内規第 10 条第 2 項第 1 号に定める研修方法により実施する場合には、以下に定めるすべての要件に該当するときとする。

1. 研修講師の講義場所（研修の一部分を、内規第 10 条第 3 項に規定するビデオ等を使用して実施する場合を含む。）（以下本表において「講義場所」という。）と受講者の受講場所（以下本表において「受講場所」という。）を通信回線等で結び、講義場所及び受講場所等にそれぞれ設置した機器によって、講義場所と受講場所間において、即時かつ双方向での動画映像による通話ができること。
2. 通信回線等は常時接続とし、受講者の受講状況を講師が確認できるものであること。

【別表 3】

内規第 10 条第 2 項第 2 号に定める研修方法
(会員主催研修における双方向性のない会議システム等による研修方法)
による実施基準

内規第 10 条第 2 項第 2 号に定める研修方法により実施する場合については、以下に定めるすべての要件に該当するときとする。

1. 講義内容を提供する場所（以下本表において「本部」という。）と受講者の受講場所（以下本表において「受講場所」という。）を通信回線等で結び、本部及び受講場所にそれぞれ設置した機器によって、本部から受講場所へ講義内容が提供できること。この場合、ビデオ等により講義を行うことも認めるものとするが、当該ビデオ等は内規第 10 第 3 項に規定するビデオ等を使用して実施するものであること。
2. 受講者は会社の指示（指定された時間帯を含む。）の下、上記 1. の機器が設置された受講場所にて、受講するものであること。
3. 細則第 3 条に定める講師資格者の設置を行い、社内体制の整備が図られていること。

【別表 4】

内規第 10 条第 3 項に定めるビデオ等の作成に係る基準

1. 教材に盛り込む最低限必要な事項に関する基準
 - (1) 研修の位置づけ、目的、必要性が盛り込まれていること。
 - (2) 教材の全体構成が適切であること。
 - ① 協会作成のテキスト内容をベースに作成されていること。
 - ② 自分で学習できるようにテキストの該当ページが盛り込まれていること。
 - ③ 下記 4. の研修時間を確保することを前提に、自社特有の業務に関連する事項を盛り込むことも可とする。
 - (3) その他留意事項
 - ① できる限り社内規則や帳票類を用いること。
 - ② できる限り理解しやすく平易な表現を用いること。
2. 教え方等に関する基準
教材の使い方や教え方が適正であること。
3. 機器の機能等に関する基準
 - (1) 講師等の音声によって説明がされていること。

(2) 早送りやスキップできる機能がないこと（その機能を使用しないよう監督者が受講状況を確認している場合を含む）。

4. 研修時間に関する基準

内規第10条第2項第2号において、ビデオ教材のみで研修を行う場合は以下のとおりとする。

イ 包括研修 2時間以上

ロ A C Q 研修 2時間以上

ハ 個別研修 2時間30分以上

ニ カード総合研修（包括研修・A C Q 研修） 2時間30分以上

ホ 合同①研修（包括研修・A C Q 研修・個別研修） 4時間以上

ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 3時間30分以上

ト 合同③研修（A C Q 研修・個別研修） 3時間30分以上

（いずれの場合も理解度測定の時間（30分）を含まない。）

ただし、2巡目以降の受講対象者については、以下とすることができる。

イ 包括研修 1時間30分以上

ロ A C Q 研修 1時間30分以上

ハ 個別研修 1時間30分以上

ニ カード総合研修（包括研修・A C Q 研修） 1時間30分以上

ホ 合同①研修（包括研修・A C Q 研修・個別研修） 2時間30分以上

ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 2時間以上

ト 合同③研修（A C Q 研修・個別研修） 2時間以上

（いずれの場合も理解度測定の時間（30分）を含まない。）

5. 講師資格者が関与する基準

講師資格者が教材の作成に関与したことを証する書類を提出すること。

※ クレカウンセラー又は弁護士が関与した場合は、その旨を届出ること。

【別表 5】

会員が作成する研修資料等

内規第 8 条第 4 項に定める会員が作成する研修資料等の作成等については次のとおりとする。

なお、会員が作成する研修資料等（資料内容や概要、会員作成の理解度測定問題）は、可能な範囲で本会に提出することとする。

1. 会員が作成する研修資料

会員が会員主催研修を行う場合は、本会作成の研修テキストを使用することを基本とし、会員特有の業務内容に関する事項については、会員が当該事項に関する内容の教材を作成し研修を行うことができるものとする。

2. 会員が作成する理解度測定問題

(1) 会員は、本会が提示する理解度測定問題一覧から、本会が定める基準に基づき、30 問を選択のうえ作成できるものとする。

(2) ただし、会員が特有の業務に応じた問題を作成して追加する場合には、5 問まで追加することができる。

この場合、追加問題数を含めた全問題数の合計の 7 割以上の正解者を修了とする。